様式第11号（第7条関係）

|  |
| --- |
| 丸亀市助産施設（母子生活支援施設）徴収金減免等決定通知書第　　　　　号　　　　年　　月　　日　　　　　　　　様丸亀市福祉事務所長　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付けで、申請のありました徴収金の減免等について、下記のとおり決定したので通知します。記 |
| 入所者氏名 |  | 施設名 |  |
| 徴収金変更 | 現 | 円 | □　免除　　　　□　減額□　該当せず |
| 新 | 円 |
| 変更期間 | 　　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで |
| □　該当しない理由 |

この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に書面で丸亀市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受けた日（審査請求をした場合には、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。